

(仮称) 第2次茨木市人権施策推進計画
(改定版)
【素案】

令和4年(2022年)年7月作成



目次

第1章 計画の改定にあたって	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
第2章 人権施策の現状と課題	3
1 人権をめぐる社会的な動向	3
2 本市における取組	8
3 市民意識調査からみた課題	10
4 近年の社会情勢を踏まえた施策課題	16
第3章 計画の基本理念と取り組むべき主要課題	17
1 計画の基本理念	17
2 人権課題への取組に共通する基本方針	17
3 取り組むべき主要課題と施策の方向性	19
第4章 人権行政の推進 ― 市行政の基盤としての人権施策	20
1 人権意識の高揚を図るための施策	20
2 人権擁護に関する施策	22
第5章 計画の推進にあたって	23
1 計画の推進体制	23
2 計画の評価と進行管理	23
資料編	24
1 茨木市人権尊重のまちづくり条例	24
2 茨木市人権尊重のまちづくり審議会規則	24
3 茨木市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿	24
4 策定経過	24
5 用語説明（50音順）	24

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

茨木市（以下「本市」という。）では、憲法が定める基本的人権尊重の精神に基づき、また、人権に関する国際社会の潮流や国・府等の動向を踏まえながら、まちづくりの指針である「茨木市総合計画」において、人権を市政の重要課題の一つとして位置づけ、様々な取組を進めてきました。平成27年（2015年）には、法制度の改正や市民意識の変容等を反映し、今日の社会状況に適切に対応できる人権施策のさらなる充実を目指して、「第2次茨木市人権施策推進基本方針」を策定し、平成29年（2017年）には「第2次茨木市人権施策推進計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、各種施策の推進を図ってきました。

しかしながら、人権を取り巻く環境の変化は大きく、近年では、SNSやサイト等インターネット上でのプライバシーの無断掲示、誹謗中傷などの問題や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って生じた様々な差別や偏見など、新たな人権課題が生じています。また、障害者でありかつ女性である場合などに生じる複合差別の問題など、人権問題は複雑化、多様化、複合化しています。

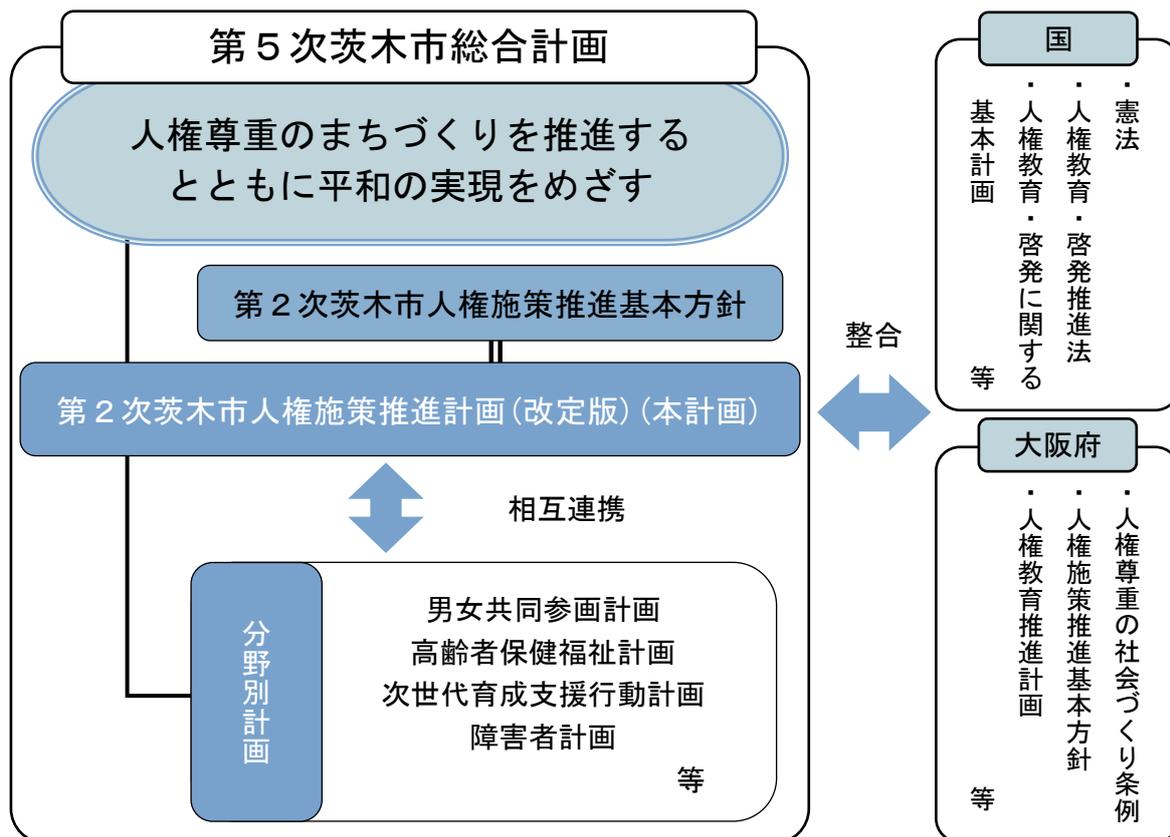
これらの状況を踏まえ、本市が令和3年（2021年）度実施した「茨木市人権問題に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果と、第2次計画の取組の成果・課題を踏まえつつ、国際社会の潮流や国・府等の動向との整合性を図りながら、すべての行政分野において、引き続き、市民とともに人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画として「（仮称）第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第5次茨木市総合計画」の分野別計画として、人権施策の推進やその方向性を定めるものです。第5次総合計画においては、「まちづくりを進めるための基盤」として「人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす」と位置づけていることから、本計画もすべての行政分野にまたがる基盤としての性格を有しており、本市全体としての人権施策を推進する方向性を示すものとなっています。

策定にあたっては、憲法及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）をはじめとする人権にかかわる法制度や国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、また、大阪府の「人権尊重の社会づくり条例」、「人権施策推進基本方針」及び「人権教育推進計画」などとの整合性を図るとともに、本市における男女共同参画、高齢者、子ども、障害者等に関する分野別計画との相互連携を図っています。

本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、国の法制度や社会経済情勢などを踏まえ、平成 29 年度（2017 年度）を計画初年度とする第 2 次計画を改定し、令和 5 年度（2023 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 4 年間を計画の期間とします。

第2章 人権施策の現状と課題

1 人権をめぐる社会的な動向

(1) 国際的な動向

20世紀に人類は二度にわたる世界大戦において多数の犠牲者を出したことにより、平和と人権尊重の大切さを学びました。このような経験を通じて国際連合（以下「国連」という。）は、人類社会のもっとも基本的なルールである人権保障のための国際的な基準として、「世界人権宣言」を昭和23年(1948年)の総会で採択しました。

この「世界人権宣言」をより実効あるものとするため、国連はその後も「国際人権規約」（昭和41年(1966年)）をはじめ「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）（昭和40年(1965年)）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）（昭和54年(1979年)）、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）（平成元年(1989年)）、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）（平成18年(2006年)）などの人権に関する条約を採択するとともに、「国際人権年」（昭和43年(1968年)）、「国際女性（婦人）年」（昭和50年(1975年)）や「国際障害者年」（昭和56年(1981年)）、「国際識字年」（平成2年(1990年)）などの国際年を定めて重要な人権課題についての集中的な取組を展開するなど、国際的な人権保障に努めてきました。

こうした中、国連は、平成27年(2015年)年に「持続可能な開発目標」（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、貧困の解消やジェンダー平等の実現、不平等の是正等の目標が掲げられました。

また、人権教育については、平成6年(1994年)の総会において平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を行い、人権を普遍的な文化として構築していくための目標や具体的な実施プログラムを盛り込んだ「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。

平成16年(2004年)には「人権教育のための国連10年」の終了を受け、全世界規模で人権教育をさらに発展させるために、「人権教育のための世界計画」が採択され、初等中等教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画（平成17年(2005年)～平成21年(2009年)）、高等教育における人権教育及び教育者、公務員、法執行者、軍隊への人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画（平成22年(2010年)～平成26年(2014年)）、第1・第2フェーズの取組の強化及びメディア・ジャーナリストへの人権教育に焦点をあてた第3フェーズ行動計画（平成27年(2015年)～令和元年(2019年)）の取組が進められ、第4フェーズ行動計画（令和2年(2020年)～令和6年(2024年)）では、青少年への人権教育を強化し、包摂的で平和な社会を築くことを目的として、平等、人権及び非差別、包摂、並びに多様性の尊重に関する教育及び研修に特に重点が置かれています。

また、第4フェーズ行動計画では、SDGsの目標4.7「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。」と連携させるとしています。

(2) 国内の動向

我が国における人権問題への取組は、部落差別をなくす運動をはじめ、女性差別や障害者差別への反対運動など、人権問題の当事者が声をあげ、社会に働きかけてきたことが、個別の課題についての公的な取組を導いてきました。

全般的な人権問題・人権教育への取組としては、平成8年(1996年)12月に5年間の時限立法として、人権擁護に関する施策を推進するための「人権擁護施策推進法」が制定され、平成9年(1997年)7月には「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。さらに、平成12年(2000年)12月には差別解消のために人権教育・啓発の推進を国や自治体の責務として位置づけた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)が施行されるなど、人権思想の普及と人権の確立に向けた取組が進められています。

分野別の人権施策についても、それぞれ個別法や計画の整備が進められており、主なものでも、「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)(平成12年(2000年))、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)(平成17年(2005年))、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)(平成23年(2011年))、「いじめ防止対策推進法」(平成25年(2013年))などが挙げられ、平成28年(2016年)には、差別解消を目的とする、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」(障害者差別解消法)(令和3年(2021年)5月改正)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)の、いわゆる人権3法が施行され、令和元年(2019年)5月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ民族支援法)が施行されました。

さらに、新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和3年(2021年)2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、感染者や医療従事者、その家族等の人権が尊重され、差別的取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

また、令和3年(2021年)4月には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が改正され、インターネット上の誹謗中傷等による権利侵害について、より円滑に被害者救済を図ることを目的として、発信者情報開示について新たな裁判手続が創設されるなど、制度的な見直しが行われました。

さらに、インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることを契機として、誹謗中傷全般に対する非難が高まり、誹謗中傷を抑止すべきとの国民の意識が高まっていることを背景に、令和4年（2022年）6月に公布された「刑法等の一部を改正する法律」では、侮辱罪の法定刑の引上げに係る規定が定められ、同年7月に施行されました。

主な人権関係法

分野	名称(略称)	制定年
人権全般	人権擁護委員法	昭和24年(1949年)
	社会福祉法	昭和26年(1951年)
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (人権教育・啓発推進法)	平成12年(2000年)
男女	売春防止法	昭和31年(1956年)
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)	昭和47年(1972年)
	男女共同参画社会基本法	平成11年(1999年)
	ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)	平成12年(2000年)
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	平成13年(2001年)
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	平成27年(2015年)
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	平成30年(2018年)
子ども・若者	児童福祉法	昭和22年(1947年)
	母子及び父子並びに寡婦福祉法(母子及び寡婦福祉法)	昭和39年(1964年)
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春禁止法)	平成11年(1999年)
	児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)	平成12年(2000年)
	子ども・若者育成支援推進法	平成21年(2009年)
	子ども・子育て支援法	平成24年(2012年)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律 (子どもの貧困対策法)	平成25年(2013年)
	いじめ防止対策推進法	平成25年(2013年)
高齢者	老人福祉法	昭和38年(1963年)
	介護保険法	平成9年(1997年)
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	平成17年(2005年)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)	平成18年(2006年)

分野	名称(略称)	制定年
障害者	身体障害者福祉法	昭和 24 年(1949 年)
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (精神保健福祉法)	昭和 25 年(1950 年)
	知的障害者福祉法	昭和 35 年(1960 年)
	障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)	昭和 35 年(1960 年)
	障害者基本法	昭和 45 年(1970 年)
	発達障害者支援法	平成 16 年(2004 年)
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)	平成 23 年(2011 年)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	平成 17 年(2005 年)
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) (令和 3 年(2021 年) 5 月に改正)	平成 25 年(2013 年)
部落差別 (同和問題)	部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)	平成 28 年(2016 年)
外国人	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)	平成 28 年(2016 年)
個人情報	個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)	平成 15 年(2003 年)
インターネット	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法) (令和 3 年(2021 年) 4 月に改正)	平成 13 年(2001 年)
	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ被害防止法)	平成 26 年(2014 年)
セクシュアル・マイノリティ	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)	平成 15 年(2003 年)
ホームレス	生活保護法	昭和 25 年(1950 年)
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (ホームレス自立支援法)	平成 14 年(2002 年)
	生活困窮者自立支援法	平成 25 年(2013 年)
疾病	新型インフルエンザ等対策特別措置法 (令和 3 年(2021 年) 2 月に一部改正)	平成 24 年(2012 年)
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (ハンセン病問題基本法)	平成 20 年(2008 年)
犯罪被害者	犯罪被害者等基本法	平成 16 年(2004 年)
	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)	平成 12 年(2000 年)
アイヌの人々	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)	平成 9 年(1997 年)
	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ民族支援法)	平成 31 年(2019 年)
刑を終えて出所した人	再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)	平成 28 年(2016 年)
人身取引	人身保護法	昭和 23 年(1948 年)

(3) 大阪府の動向

大阪府では、平成10年(1998年)10月に、人権尊重の大切さを示し、府の人権施策を進める枠組みをつくり、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定され、平成13年(2001年)3月、条例の具体化のために、「大阪府人権施策推進基本方針」が策定されました(令和3年(2021年)12月改正)。その後、基本方針に沿って人権意識の高揚を図るための施策を総合的に推進するため、「大阪府人権教育推進計画」が平成17年(2005年)3月に策定されました(平成27年(2015年)3月改正)。

また、平成27年(2015年)10月には、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、差別の未然防止、個別事案の適切な解決を目的とした「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定されました(令和2年(2020年)4月改訂)。

平成28年(2016年)4月には、障害を理由とする差別のない、ともに生きる大阪の社会をめざし、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」(大阪府障がい者差別解消条例)が施行され(令和3年(2021年)4月一部改正)、令和元年(2019年)10月には、複雑多様化する人権課題に的確に対応し、国際都市にふさわしい環境整備を図り、すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が改正されました。同年10月には、性の多様性を尊重し、すべての人が自分らしく生きることができる社会を実現するために、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」(大阪府性の多様性理解増進条例)が施行され、同年11月には、ヘイトスピーチをなくし、すべての人がお互いに違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりをめざして、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」(大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例)が施行されました。

令和4年(2022年)4月には、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざし、「大阪府インターネット上の誹謗中傷及び差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行されています。

2 本市における取組

(1) これまでの取り組みの経過

本市では、憲法が定める基本的人権尊重の精神に基づき、また人権に関する国際社会の潮流や国・府等の動向を踏まえながら、まちづくりの指針である「茨木市総合計画」において人権を市政の重要課題の一つとして位置づけ、様々な取組を進めてきました。

平成元年（1989年）12月には、人権啓発の重要性を訴え、社会意識の変革を進めるために「茨木市人権啓発基本方針」を策定し、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する市民啓発として、講演会や研修会、学習会などに取り組んできました。

また、すべての人びとの人権が尊重・擁護され、差別のない社会形成を願って、平成7年（1995年）3月に「人権擁護都市宣言」を行うとともに、平成10年（1998年）11月に「人権教育のための国連10年茨木市行動計画」を策定し、これらの宣言や計画に基づいて「豊かな人権文化の創造」をめざし、市民が人権問題について深く理解し、人権尊重の精神を身につけて日常生活や職場等で実践できるよう、人権教育・啓発に努めています。

さらに、平成10年（1998年）12月には、世界人権宣言50周年という節目の年にあたって「茨木市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、本市が人権という普遍的文化の創造に努めることをうたっています。

このような経緯のもと、平成16年（2004年）には、「人権教育のための国連10年茨木市行動計画」の後継として、本市における人権施策をさらに充実・推進していくための指針として、「茨木市人権施策推進基本方針」を策定。また、本方針を具体化するため、平成17年（2005年）に「茨木市人権施策推進計画」を策定し、人権施策の推進を図ってきました。

さらに、平成27年（2015年）には、法制度の改正や市民意識の変容等を反映し、今日の社会状況に適切に対応できる人権施策のさらなる充実を目指して、「第2次茨木市人権施策推進基本方針」を策定しています。

また、同じく平成27年（2015年）に策定された、「第5次茨木市総合計画」においては、まちづくりを進めるための基盤の一つとして、「人権尊重のまちづくりの推進と平和の実現」「男女共同参画社会の実現」を位置付けており、人権が本市行政のあらゆる場面において、常に意識され、尊重されるとともに、その実現に向けて取り組むこととしています。

平成29年（2017年）には第2次計画を策定し、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進しています。

平成30年（2018年）3月には、障害のあるなしに関わらず、お互いの人権や尊厳が大切にされ、支え合う「共に生きるまち茨木」を実現するため、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの推進について定めた「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定しました。

令和4年（2022年）5月には「茨木市SDGs推進ガイドライン」を定め、誰もが安全で安心、健やかに暮らすことができ、一人ひとりが「豊かさ・幸せ」を実感できる「次なる茨木へ。」に向けた施策を推進しており、人権施策においてもSDGsの理念を取り入れ、SDGsの達成に寄与する取組を進めています。

（2）第2次計画の取組の評価と課題

具体的な内容は、現在取組作業中

3 市民意識調査からみた課題

第2次計画の改定にあたり、市民意識の変容や実態を明らかにし、計画の改定に必要な基礎資料を得ることを目的として、市民意識調査を実施しました。

ここでは、市民意識調査の結果からうかがえる本市の人権行政の課題を考察します。

(1) 調査の概要

市民意識調査は、令和4年度（2022年度）の第2次計画の改定にあたり、市民の人権問題に関する意識の実態を明らかにし、本市の人権施策推進の方針・課題を検討するための基礎資料とすることを目的として実施しました。質問内容の作成にあたっては、本市が平成26年度（2014年度）に行った調査や、大阪府が令和2年度（2020年度）に実施した「人権問題に関する府民意識調査」との比較により、本市の状況を明確化することを考慮して、質問を作成しています。

令和3年（2021年）11月11日から同年11月22日までを調査期間とし、本市に居住している18歳以上の個人から無作為に2,000人を抽出して、郵送による配布・回収及びインターネットによる回答による調査を行いました。有効回答数は975件、有効回答率は48.8%でした。

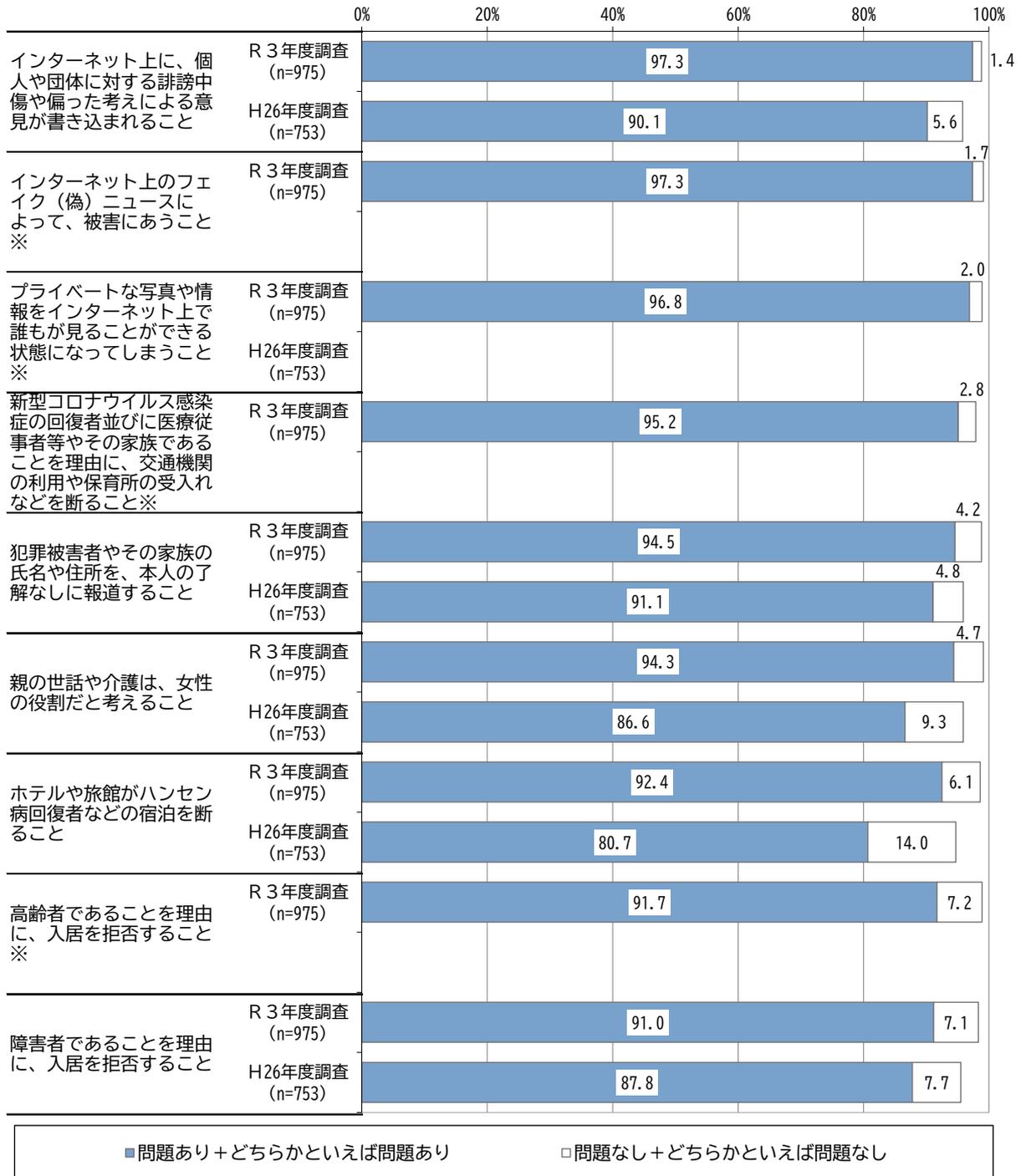
(2) 基本的な人権問題に関する意識

いくつかの人権にかかわる状況について、問題だと思うかどうかを尋ねたところ、インターネットや新型コロナウイルス感染症等、近年注目されているテーマで問題を感じる人が多くなっています。

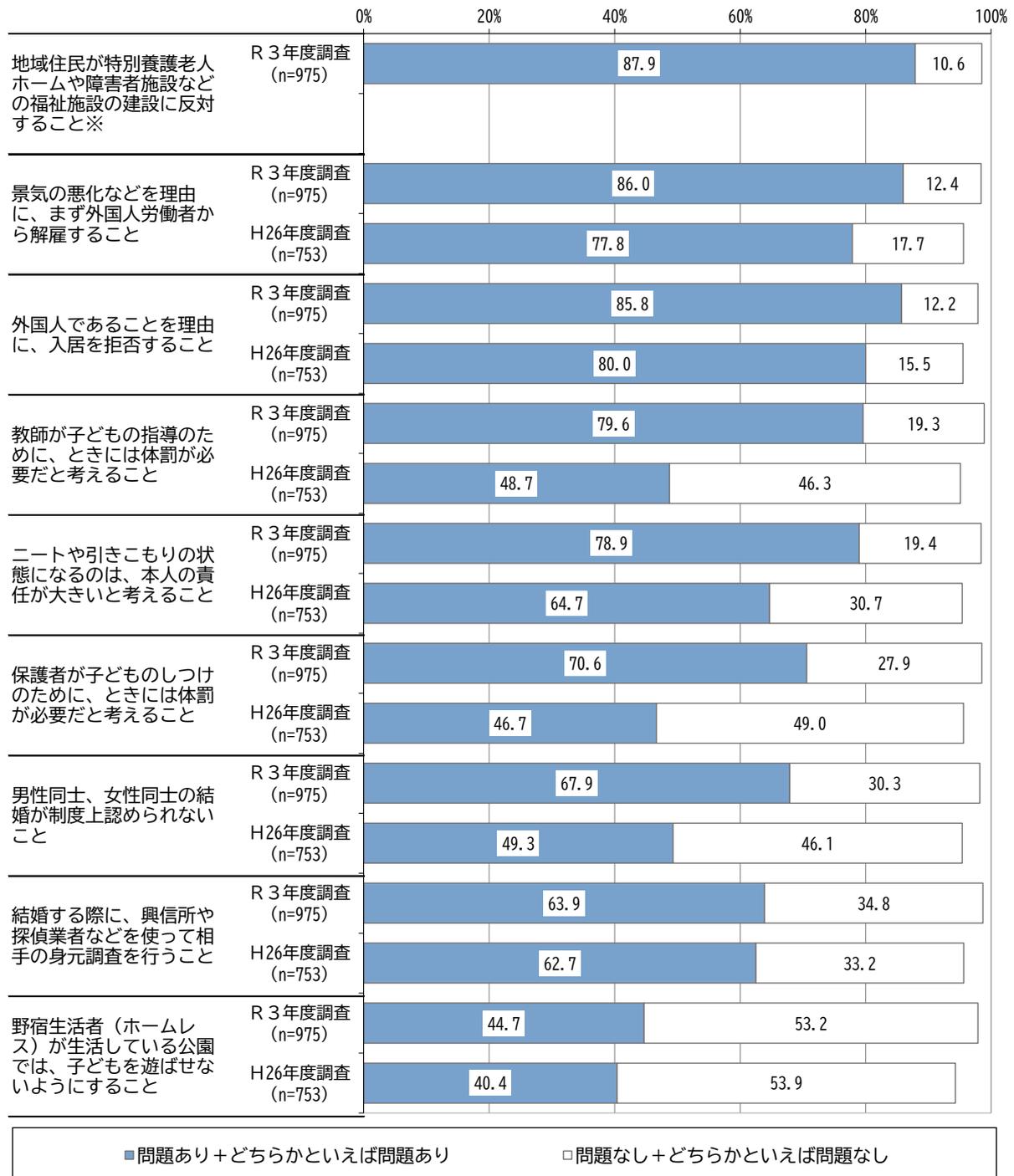
一方で、「野宿生活者（ホームレス）が生活している公園では、子どもを遊ばせないようにすること」については、「問題あり」、「どちらかといえば問題あり」と回答した割合は合わせて半数に満たず、人権上の問題としてはとらえていない人が多くいることがうかがえます。

また、本市が平成26年度（2014年度）に行った調査と比較すると、人権にかかわる状況について、人権上の問題を感じる人が多くなっていることがうかがえます。特に、「教師が子どもの指導のために、ときには体罰が必要だと考えること」や「保護者が子どものしつけのために、ときには体罰が必要だと考えること」など、子どもの人権に関するテーマについて、人権上の問題を感じる人の割合が大きく増加しています。

基本的な人権問題に関する意識（平成 26 年度調査との比較）



※印の設問については、平成 26 年度（2014 年度）には調査をしていない



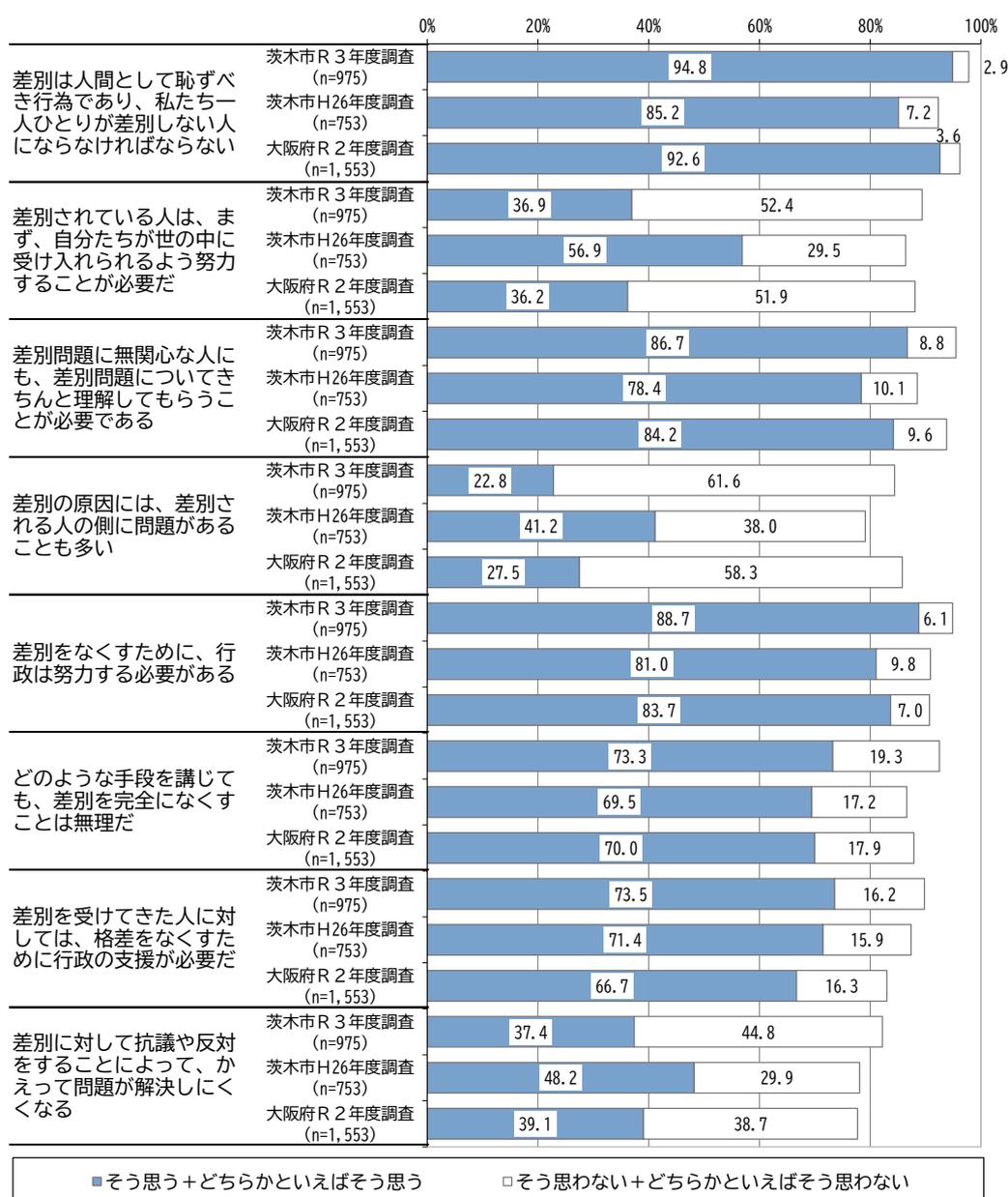
※印の設問については、平成26年度（2014年度）には調査をしていない

(3) 人権や差別に関する基本的な認識

人権や差別に関する基本的な認識について、「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」では、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は合わせて94.8%で、平成26年度（2014年度）調査の85.2%より増加しており、大阪府の調査と比較しても人権に関する意識は高い割合になっています。

また、「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」では、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は合わせて86.7%で、平成26年度（2014年度）調査の78.4%より増加しており、教育・啓発の必要性の認識が深まっていることがうかがえます。

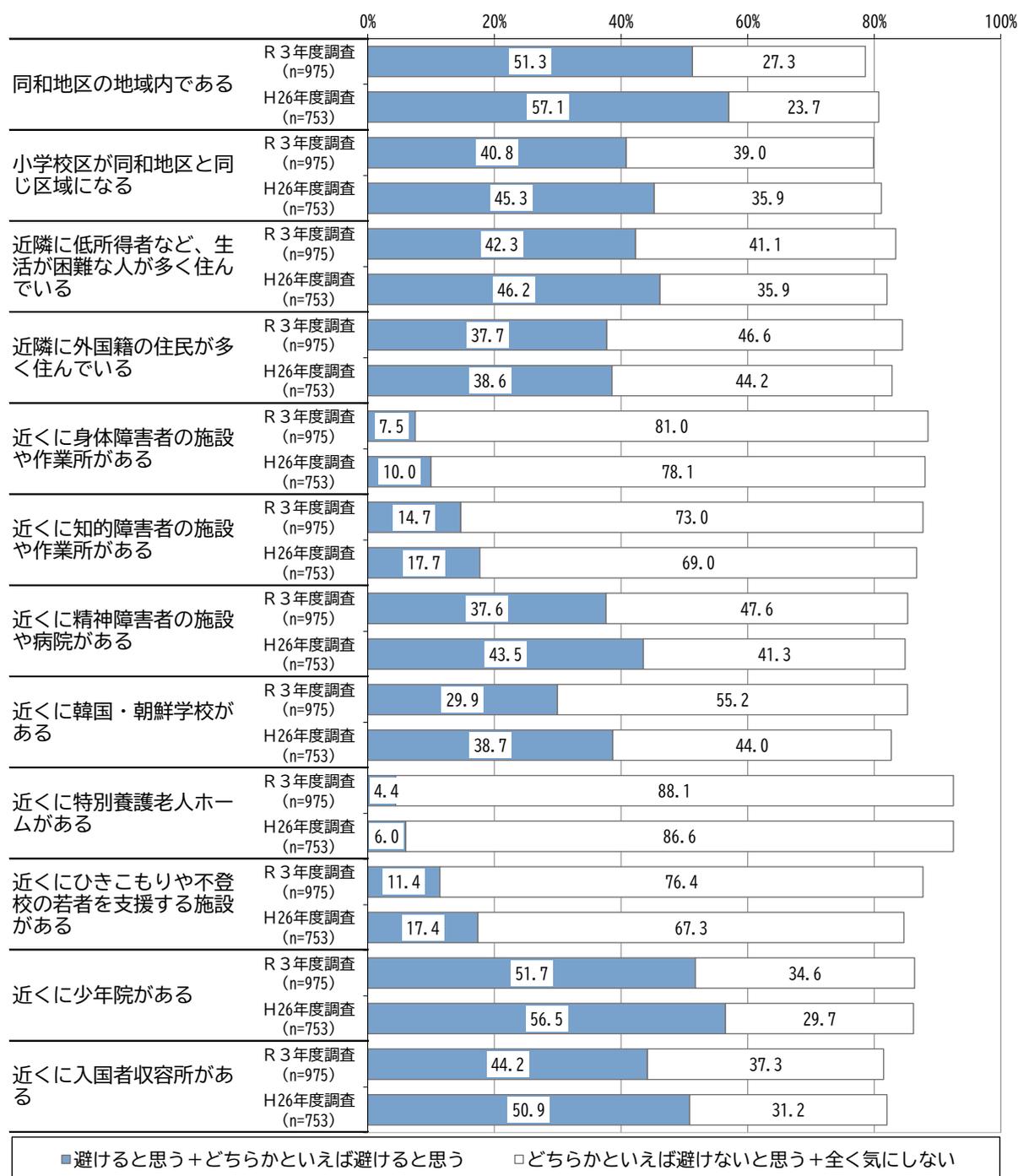
人権や差別に関する基本的な認識（平成26年度調査・大阪府との比較）



(4) 忌避意識

住居の選択における同和地区等に対する忌避意識について、「同和地区の地域内である」では、「避けると思う」、「どちらかといえば避けると思う」と回答した割合は合わせて51.3%となっており、平成26年度（2014年度）調査の57.1%より減少しているものの、依然として忌避意識が高い状況です。

住宅を選ぶ際の忌避意識（平成26年度調査との比較）



(5) 関心のある人権問題

関心のある人権問題について、関心が「非常にある」、「どちらかといえばある」と回答した割合をみると、割合が高い順に「子どもの人権問題」(79.0%)、「高齢者の人権問題」(70.0%)、「インターネットによる人権侵害」(67.3%)、「新型コロナウイルスに関わる偏見や差別、自粛に伴う人権問題」(66.8%)、「セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの人権問題」(62.9%)と続いています。

一方、「刑を終えて出所した人の人権問題」(35.3%)、「ホームレスの人権問題」(39.1%)、「HIV感染者、ハンセン病回復者等の人権問題」(40.5%)については、割合は低い状況です。

関心のある人権問題

単位：実数（人）、構成比（%）

	合計	女性の人権問題	子どもの人権問題	高齢者の人権問題	障害者の人権問題	部落差別（同和問題）	外国人の人権問題	インターネットによる人権侵害	セクシュアルマイノリティ（LGBT等）の人権問題	HIV感染者、ハンセン病回復者等の人権問題	刑を終えて出所した人の人権問題	犯罪被害者等の人権問題	ホームレスの人権問題	こころの病（うつ病、依存症など）の人権問題	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの人権問題	ヘイトスピーチによる人権問題	新型コロナウイルスに関わる偏見や差別、自粛に伴う人権問題	
全体	975	61.3	79.0	70.0	59.8	40.7	42.5	67.3	43.3	40.5	35.3	51.8	39.1	58.2	62.9	41.5	66.8	
性別	女性	556	67.9	81.7	72.9	62.7	42.6	41.2	68.5	48.8	41.3	35.1	52.1	38.7	59.0	64.9	39.2	70.3
	男性	404	52.5	76.0	66.4	56.1	37.3	44.5	66.1	36.4	39.3	35.6	51.2	39.1	56.9	60.4	44.3	61.9
年齢別	18～19歳	17	76.5	82.3	58.8	64.7	41.1	64.7	88.2	70.6	41.1	29.4	52.9	35.2	52.9	58.8	35.3	58.8
	20歳代	95	71.6	83.1	60.0	51.6	40.0	45.2	76.9	63.1	38.9	42.1	70.5	42.1	61.1	70.5	42.1	66.3
	30歳代	126	77.8	92.0	75.4	63.5	40.5	50.0	74.6	60.3	46.0	37.3	59.6	42.0	71.4	77.8	49.2	80.2
	40歳代	168	64.3	82.7	66.1	56.5	36.9	35.7	70.2	39.9	38.7	38.1	53.5	36.3	62.5	64.9	35.1	63.7
	50歳代	160	73.8	85.7	82.5	70.6	53.8	53.2	80.7	53.1	53.2	46.3	63.8	45.6	66.9	75.7	48.8	80.1
	60歳代	148	52.0	79.1	72.3	64.2	37.2	37.1	61.5	31.8	33.1	23.6	43.3	33.1	47.9	59.5	37.8	66.2
70歳以上	259	44.0	64.4	65.2	54.0	37.9	37.8	52.2	29.0	35.9	30.5	37.5	37.8	48.6	45.5	39.4	54.9	

※網掛け■は最も割合が高いもの

※関心が「非常にある」と「どちらかといえばある」の合計を表示

4 近年の社会情勢を踏まえた施策課題

(1) 新たに取り組むべき人権課題

インターネットを通じた人権侵害の問題は近年深刻化しており、個人や特定の団体に対する誹謗中傷や差別を助長する書き込み、プライバシーに関する情報の無断公開など、匿名性や情報発信の容易さといったメディアの特性を悪用する事例が多く発生しています。利用者一人ひとりが個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、加害者にも被害者にもならないよう、インターネットの適切な利用方法について教育・啓発活動をさらに推進していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷やインターネット上での心ない書き込みなどが多く見受けられています。感染症は誰もが感染しうる病気であることから、正確な情報に基づく冷静な行動と人権への配慮を促す必要があります。

(2) 社会情勢に基づく課題

近年、外国人人口は年々増加し、本市においても、外国人や外国にルーツを持つ住民が増加しており、言葉や文化の違いによる孤立や、居場所が少ないといった状況が課題となっています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が社会的な問題となり、平成28年(2016年)には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行され、国内で様々な取組が進められていますが、依然としてヘイトスピーチが行われている状況です。そのため、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、ともに暮らすことができる多文化共生社会の実現に向けて施策を推進する必要があります。

また、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもであるヤングケアラーが社会問題化しています。国が平成6年(1994年)に批准した「子どもの権利条約」では、18歳未満の子どもを権利をもつ主体と位置づけ、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を定めています。また、SDGsの目標4.1では、「2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ有効な学習成果をもたらす、自由かつ公平で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。」とあります。さらに、児童福祉法第一条には「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」とあります。子どもの健やかな成長や子どもの権利が阻害されないよう、ヤングケアラーへの支援が求められている状況です。

第3章 計画の基本理念と取り組むべき主要課題

1 計画の基本理念

本計画では、「茨木市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「茨木市人権施策推進基本方針」及び「第2次茨木市人権施策推進基本方針」で掲げた2つの基本理念を継承します。

- 一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される差別のないまちづくり
- 誰もが個性や能力を生かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

2 人権課題への取組に共通する基本方針

本市における人権施策の現状と課題を踏まえると、人権課題への取組においては、次のような基本方針のもとに行うことが求められます。

(1) すべての人にとって価値あるものとしての人権意識のかん養

人権とは、決して何か問題を抱えていたり、差別されていたりする人だけの問題ではありません。従来の人権教育・啓発では、差別や人権侵害の実情を訴えてきましたが、それとともに人権の普遍性を伝えることが課題となります。人権が、すべての人にとって価値のあるものであり、すべての人において尊重され、行使できるものとして理解されるよう取り組みます。

(2) 自らと他者の人権の擁護に積極的な態度の育成

市民意識調査の結果からは、人権問題への問題意識は比較的高い一方で、住居の選択における忌避意識に代表されるように、態度・行動の面に課題があることがうかがえます。人権問題への取組は、知識や理念の啓発以上に、一人ひとりの意識や行動に働きかけることで、自ら、そして他者の人権擁護について積極的な態度や行動を育むものであることが求められます。

(3) 新しい課題に常に開かれた取組

人権にかかわる課題・問題は、社会・経済情勢や人々の意識の変化に伴い、新しく生起し、変容しています。現在は問題として認識されていなくても、むしろ問題として認識されていないからこそ、深刻な問題が存在しうる可能性を常に意識することが必要です。人権にかかわる取組は、既存の人権課題のみならず、新しい課題に常に開かれたものであることが求められます。

(4) ソーシャル・インクルージョンの観点からの人権の擁護

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の観点から、人権の擁護を教育・啓発と福祉分野との連携を含む行政全体の課題として取り組みます。人権問題を、地域社会における人権課題の当事者を含む人々のつながりや支え合いの構築という実践的な側面からとらえ、すべての人が社会的に排除されることなく、個人として尊重され、その権利が守られる社会づくりをめざします。

3 取り組むべき主要課題と施策の方向性

今日、日本社会において課題とされる人権問題は多岐にわたっており、その歴史的な経緯や現在の状況も様々です。その中でも、特に本市が取り組むべき主要な課題として、次の10項目を挙げ、取り組みの方針と施策の方向性を示します。これらは、第4章の人権行政の推進における各分野においても共有されるべき考え方となっています。

また、人権施策を推進するうえでは、課題分野に共通する問題を横断的に捉え、複合的な困難に対する認識を深めていく必要があります。

- (1) 男女共同参画
- (2) 子ども・若者の問題
- (3) 高齢者問題
- (4) 障害者問題
- (5) 部落差別（同和問題）
- (6) 外国人問題
- (7) 個人情報
- (8) インターネットを通じた人権侵害
- (9) セクシュアル・マイノリティ
- (10) さまざまな人権問題

具体的な内容は、現在取組作業中

第4章 人権行政の推進

— 市行政の基盤としての人権施策

人権行政は、「人権意識の高揚を図るための施策」と「人権擁護に関する施策」の2つの基本的な方向から取り組みます。いずれの施策についても、市行政全体を支える基盤として位置づけられ、すべての行政分野において意識し、取り組む必要があります。

1 人権意識の高揚を図るための施策

(1) 人権教育・啓発の推進

- ① 人権啓発推進体制の確立
- ② 人権教育の充実
- ③ 人権に関する学習機会の提供
- ④ 就労の場における人権文化の醸成
- ⑤ 地域における人権文化の醸成

(2) 人権教育・啓発に取り組む指導者の養成

- ① 指導者・ボランティアの育成
- ② 当事者グループの支援と協働
- ③ 自ら学び、行動する消費者市民の育成

(3) 市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進

- ① NPO・地域団体等の支援
- ② 市民参加によるまちづくりの推進
- ③ 当事者の参加の推進

(4) 人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実

- ① 人権に関する情報収集・提供機能の充実
- ② 人権教育・啓発に関する調査・研究
- ③ 災害時における災害弱者の支援体制の確立と地域連携の促進

(5) 教育の機会均等の確保と学習の場の充実

- ① 教育の機会均等の確保と学習の場の充実
- ② 識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供

具体的な内容は、現在取組作業中

2 人権擁護に関する施策

(1) 市民の主体的な判断・自己実現の支援

- ① 当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援
- ② 社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減
- ③ 困難を抱える市民に対する情報提供・学習支援

(2) 人権にかかわる総合的な相談窓口の整備

- ① 人権にかかわる相談窓口の整備
- ② 相談機関との連携
- ③ 相談事例等を通じた実態把握
- ④ 庁内連携による相談対応の強化

(3) 人権救済・保護体制の充実

- ① 人権救済・保護体制の強化
- ② 関係機関との連携の強化
- ③ 地域における人権侵害の防止と保護・救済
- ④ 就労の場における人権侵害からの保護・救済
- ⑤ 各種生活支援サービスや福祉サービスの充実

具体的な内容は、現在取組作業中

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

- ① 人権行政の確立
- ② 連携体制の強化
- ③ 人権施策推進の拠点としての「いのち・愛・ゆめセンター」の活用

(2) 市民・地域との連携

(3) 企業・民間団体との連携

2 計画の評価と進行管理

(1) 計画の進行管理におけるPDCAサイクルの確立

(2) 施策の充実・改善のための評価手法の検討

具体的な内容は、現在取組作業中

資料編

- 1 茨木市人権尊重のまちづくり条例
- 2 茨木市人権尊重のまちづくり審議会規則
- 3 茨木市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿
- 4 策定経過
- 5 用語説明（50音順）

上記内容について記載予定